

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號四第 卷四十四第

行發日一月四年二十和昭

論叢

國民生命史觀の諸問題……………經濟學博士 石川興二
貸借對照表の性質……………經濟學博士 蜷川虎三

時論

臨時租稅增徴と稅制整理……………法學博士 神戸正雄
生産設備擴充資金の供給と赤字公債の消化……………經濟學博士 小島昌太郎

研究

中立貨幣の條件に關する一異說……………經濟學士 中谷 實
全體主義的國民經濟學の基礎理論……………經濟學士 白杉庄一郎
「孤立國」に於ける收獲遞減法則……………經濟學士 山岡亮一

說苑

ロイツに於ける再保險の操作……………經濟學士 佐波宣平
最近獨逸に於ける公債政策論……………經濟學士 島 恭彦
蘇聯第一次五ヶ年計畫と貿易……………經濟學士 松尾 彰

附錄

新着外國經濟雜誌主要論題

(禁 轉 載)

ロイツに於ける再保険の操作

佐波宣平

「ロイツに於ける再保険の操作」、これは、我が國に於ける従来のロイツ研究文獻の決してすくなくないにも拘らず、全く取扱はれてゐない問題である。これまでの文獻はその殆んど全部がロイツの組織一般についてである。蓋し、その特異なる組織が人々をして強く關心せしめたからである。併し既にその組織一般について知りたる後は、これを超えて技術的または特殊な諸問題に立入らなければならぬ。かくして、最近、再保険について研究しつゝある私は、こゝに、「ロイツに於ける再保険の操作」と題してその特殊問題に考察を向けることとした。

ところで、かくいふと雖も、私は勿論この研究をば單に以上の如きロイツに於ける特殊研究としての任務のためにのみ試みたものではない。それはたゞ従來の文獻がこの問題に全く觸れてゐないがためといふにとゞまり、寧ろ、私は、再保険一般の研究より見てロイツなる特殊の組織に於て再保険が如何に操作または處理されてゐるかを考究せんがために、

ロイツに於ける再保険の操作

且つ、イギリス保険市場と絶えず極めて密接な再保険關係をもつ我が保険市場として、この問題は當然に看過すべからざる現實の重要問題なるがために、この研究題目を採りあげた次第である。

ロンドン・ロイツ (Lloyd's of London) に於ける再

保険についての研究に於て、順序として最初に考察すべきは、ロイツに於ける再保険の引受についてである。周知のやうに、現在のロイツが引受ける元受保険の種類はマリン (Marine) のみならずノン・マリン (Non-marine) にも及び、且つ極めて特異なリスク、または、他市場にては到底引受けられざるが如きビジネスをも包括してゐる。而して、これと略々同様のことは再保険の種類についても言ひ得られる。併し、いま、保険の種類をはなれてその引受量について見るとき、再保険は元受保険よりも著しく尠い。收入保険料について見るとき再保険料の全保険料に對して占める割合は約三〇パーセントに過ぎない¹⁾。けれども、かくは言へ、ロイツに於ける再保険の引受は世界大戦以後極めて著し

1) Funk, L., Das Mitversicherungs-System der Londoner Lloyd's, 1935. S. 327.

い發展をとつて來てゐるのであつて、大戰前に比すれば今日の盛行は隔世の感を抱かしめる。世界大戰に際して同盟國は等しく再保険の非常なる消化難に遭遇しその供給をロンドン市場に求むるの切なるものがあつた。そこで、ロイツはこれに對して自ら積極的に再保險者として當ることとなり、これを轉機としてその再保險引受量は頗る増大して來たのである。

ところで、こゝでは以上の敘述にて、ロイツに於ける再保險の引受に關する限り、最早充分である。蓋し、ロイツに於ける再保險の引受に於ては、その操作の殆んど全部が元受保險のそれと全く同一であるからである。而して、元受保險の引受の場合に於ける諸般の操作または制度、例へば、アンダライター、エゼント、シンディケート、ネームス、ブローカー、ルーム、リード尊重協定等については、從來の文獻によつて言ひ盡され世人周知のところである。敢へてこゝでこれを繰返へす要はあるまい。そこで、私は、次に、ロイツに於ける再保險に關する第二の且つ最も興味ある問題

に考察を轉じなければならぬ。

二

外國の文獻は、ロイツに於けるアンダライター一人の引受能力が決して小さくはないことの例證として、好んで屢々 Richard Thornton 氏を引合ひに出す。

十九世紀の初頭、當時ヨーロッパの一流商人たりし Baring Brothers はロンドンからロシアまで ゴールド 金の延棒、價額二五〇、〇〇〇磅、を輸送するにつきこれを保險につけなければならなかつた。彼からこの保險申込の交渉を受けたブローカーは、これをロンドン市場にて分割消化せしめんとして、先づ當時著名のロイツ・アンダライターたりし Richard Thornton 氏に交渉した。するとソントン氏は即座にその二十五萬磅全額を引受けた。驚いたのはブローカーである。ところが、そのブローカーの驚愕の顔を見て、ソントン氏は靜に簡單に次のやうに言つた。「若人よ、君はたゞこの引受契約書をトーマス・ベーリング氏の許に持つて行きさへすればよい。萬一、ベーリングが私の引受

額が餘りに多過ぎるといふならば、君からベーリング氏に「危険がなくなるまでソーントンと同額の大藏省證券を擔保として供託しやう」と言つてゐたと告げてくれ給へ。」¹⁾

併し、勿論、この歴史的一事實は著しい例外の一つに過ぎないと看做さなければならぬ。吾々は、珈琲店より初まるその發生史の甚だ小説的なるの故に、また、その組織が著しく特異的なるの故に、ロイツに於ける現實の諸般を神祕化してはならぬ。成る程、ロイツはロンドン保險市場從つて廣くは世界保險市場に於ける極めて有力なる一存在たるほどに引受能力が偉大である。併し、それはロイツ全體の引受能力ではあつてもアンダライター各個人の引受能力では決してない。寧ろ、アンダライター各個人の引受量は、一般の各保險會社(ロイツに對してカンパニーと呼ばれる)のそれに比すれば、極めて小さいのが普通である。而して、これは、ロイツのもつ共同保險組織から理論的に當然に歸結することでもあり、また、現實の多くの場合の

ロイツに於ける再保險の操作

明かに示すところでもある。

元來、共同保險なるものは、それ自身、危険分散の一方方法として再保險よりもより古くから發生したものである。そこでは、同一被保險利益の危険について常に複數の保險者が現はれる。従つて、他の條件にして同一なる限り、通常の引受方法に於けるよりも保險者一個當りの引受額はより小額なるをもつて原則とする。これは自明の理である。而して、既に然る限り、共同保險に於ては、それがより效果的なるがためには、これを構成する保險者の數は出来るだけ多數であつて各保險者一個當りの引受額は出来るだけ小額でなければならぬ。ところで、吾々はロイツの實際に於てこれを充分に確認することが出来る。そこでは、一千數百のアンダライター²⁾が一ヶ所に集中して共同保險組織を構成してゐるのであつて、巨額の物件もこゝでは容易にこれら多數の保險者に分割せられて、アンダライター一個人としての引受額は極めて小さくなるのが常である。

1) Wright, C. and Fayle, E., A History of Lloyd's, 1927, p. 197.; Funk, L., a. a. O., S. 278.
2) Funk, L., a. a. O., S. 286.

いま、ロイツに於けるかやうな小額引受の代表的な場合として次の例³⁾を擧げることが出来る。因みに、これはドイツの工場物件に對する通常火災保險の場合であつて、従つて、これと同種の危険はロイツの引受中には極めて多數存在し充分なる損害蓋然率をもち得るものと考へられる故に、この危険の引受をもつて、一應他の場合をも代表し得るものと看做すことが出来やう。

アンダライターの數		引 受 額 RM.
數	%	
79	15	1—500
221	42.1	501—1,000
144	27.4	1,001—1,500
62	11.8	1,501—2,000
8	1.5	2,001—2,500
5	2.2	2,501—3,000
2		3,001—3,500
1		3,501—4,000
3		4,001—7,000
525	100	566,220

これによれば、五六六、二二〇RMを五二五名といふ多數のアンダライターが分割引受をなして居り、従

つて、アンダライター一名の平均引受額は一、〇〇〇RM強といふ極めて小額を示してゐる。ところで、これについては更に間接的により有效な引例⁵⁾をなすことが出来る。といふのは、實は、右例の五六六、二二〇RMは一物件の保險契約額の折半額であつて他の半分はドイツに於ける保險會社によつて引受けられてゐて、それは、前半のロイツ引受分がかくも多數のアンダライターによつて分割されたるに反して、たゞ、十九名の元受及び再保險會社によつて引受けられてゐるに過ぎないからである。

保險會社の數 並びに種類	引 受 額 RM.
1 (元受會社)	44,790
1 (再保會社)	5,600
2 (")	各々 11,600
1 (")	16,796
6 (")	各々 22,395
1 (")	28,741
7 (")	各々 44,789
19	566,220

3) 4) Funk, L., a. a. O., S. 275.

5) Funk, L., a. a. O., S. 276.

右をもつて、私は、ロイツに於ける各アンダライターの引受額が何故に且つ如何に小額であるかについて一般的説明を遂げた。併し、なほ、この一般的説明を補充するものとして若干の考察が必要である。蓋し、如何にロイツが共同保険組織であるとはいへ、個人アンダライターが正味自己保有部分よりより多くを引受けこれを他へ再保険するといふことの盛んに行はれる場合に於ては、各アンダライターの引受額はそれだけ増大して来るが故である。従つて、吾々がロイツに於ける各アンダライターの引受額について論ずる場合その考察を完全ならしめるためには、そこで行はれる再保険(この場合は賣再保)の操作如何に關しても注意を拂はなければならぬ。

繰返して言ふが、ロイツは共同保険組織である。而して、共同保険なるものはそれ自身既に危険分散の手段である。従つて、そこでは危険分散の問題は既に一應解決されてゐる筈であり、これ以上の危険分散方

ロイツに於ける再保険の操作

法を必要としない筈である。これ、「ロイツ・アンダライターは原則として再保険(賣再保)を利用しない」¹⁾ または「再保険(賣再保)はロイツの引受政策に於ける根本的要素ではない」²⁾ と言はれるところである。

アメリカに於てロンドン・ロイツの組織を真似てゐるものが多数ある。例へば、シカゴ・ロイツ (Chicago-Lloyd's) の如き。併し、これらとロンドン・ロイツとの間には本質的差異がある。その差異を現す特徴の一つとして、アメリカのロイツが、ロンドン・ロイツと異つて、再保険を用ひてゐることを擧げることが出来る。³⁾

ところで、ロイツをしてこの原則的根據の上に立たしめ、完全に純粹形態の共同保険組織をとらしめべく有力な規定がロイツに設けられてゐる。

一、ロイツに於ては、アンダライターの引受責任をしてより安全確實ならしめんがために各種の擔保規定を設けてゐる。そのうち、収入保険料供託資金 (minimum trust fund) に關する規定がある。これによれば、各アンダライターは供託證書に署名することによつて自己の収入全保険料を——保険部門の別に關係な

1) Funk, L., a. a. O., S. 193.
2) Funk, L., a. a. O., S. 289.
3) Funk, L., a. a. O., S. 330.

く、また、分割せると否とに拘らず——供託するの義務を有する。而して、この收入保険料供託資金はこれを引受責任に對する支拂（クレーム）以外にはこれを使用することを得ず、また、この供託資金より生ずる利益は、少くとも三年——實際には屢々四年乃至五年——の待期を経過し且つ供託資金監査人の意見の一致を見るに非ざれば、これを拂受くるを得ないものである。

而して、何故にこゝで保険料供託資金規定が問題となるかといへば、この規定によつて供託すべき收入保険料が各アンダライターの引受けたる契約額についての保険料全額（尤も仲介手数料はこれを控除す⁴⁾）であつてこのうちより幾許を再保険料として他の再保険者へ支拂ひたるとしてもそれは全く問はない。即ち、分割せると否とに拘らないからである。従つて、他へ再保険したるアンダライターとしては當該再保険料だけ二重の負擔となる。または、實質上引受けざる責任に對して擔保を課せしめられる結果となる。それ故、アンダライターとしては、この二重負擔より免れんがために

は他へ賣再保をなさざるより他に採るべき道はない。かくして、ロイツ・アンダライターに於ては他との賣再保険契約は可及的小額にとゞめられるのである。⁵⁾

二、右の保険料供託資金規定はアンダライターの賣再保制限に對しては謂はゞ間接的意味をもつものであるが、ロイツは更にこれに對し直接的規定をも設けてゐる。即ち、「各アンダライターは自己の引受けたる責任または收得したる保険料の一割以上を再保険によつて他へ讓渡することを得ず⁷⁾」といふのである。ところで、何故にロイツがこの規定を設けたかといふに、ロイツ外に立つアウトサイダー保險會社（カンパニー）が再保険を通してロイツ・システムを利用しこれに勢力を及ぼすことを防止せんがためである。⁸⁾吾々は、再保險會社が再保険を通して元受保險會社を支配下に置きこれを自己の娘會社たらしめるにまで至つた例を極めて多數にロイツ保險市場に於て見出すことが出来る。⁹⁾再保險會社としてロイツを自己の支配下に置き得るとは、宏大且つ確實なる市場の獲得を意味する。従つ

4) Lay, H. G., A Text Book of the History of Marine Insurance. including the Functions of Lloyd's Register of Shipping, 1925. p. 76. Funk, L., a. a. O., S. 111-113.

5) Funk, L., a. a. O., S. 113.

6) Funk, L., a. a. O., S. 287.

7) 8) Funk, L., a. a. O., S. 290.

て、この獲得は彼等の希求止まざるところである。併し、ロイツとしては、古き傳統を守りそれのもつ独自の組織の下に固有の機能を發揮するためには、他よりの強刀なる掣肘は是非これを避けなければならない。かくて、ロイツはアンダライターの賣再保に對して明確なる制限を設けたのである。

四

なほ、ロイツに於ける再保險の操作について注意すべき一、二の問題が残されてゐる。

右に述べたる如く、ロイツに於ては各アンダライターは引受額の一割までは賣再保することが出来る。併し、注意すべきは、この賣再保は殆んどすべての場合アウトサイダーの保險會社に對してなされるのであつて、ロイツ・アンタライター相互間またはロイツ・グループ内に於て行はれるのではない¹⁾といふことである。蓋し、アンダライターにしてロイツ上場の或るリスクにつき保險を引受けんとせば、殊更間接的に他のロイツ・アンダライターよりの買再保によらずとも初めより引

ロイツに於ける再保險の操作

受け得る道が他に與へられてゐるからである。また、他のアンダライターよりの買再保は、當該再保アンダライターにとつては、たゞ再保險手数料の支出従つて正味保險料の低下を意味するだけであつて、通常、他に何等の利得をもたらし得ないからである。²⁾

次には、ロイツ・アンダライターがアウトサイダーに對してなす再保險形態は常に任意的再保險 (Stkultative Rückversicherung) であつて、特約再保險または義務的再保險 (Treaty reinsurance; obligatorische Rückversicherung) になすこととふんじである。³⁾ これはロイツの共同保險組織としては自明のことである。カンパニーまたは通常の保險者としては、自己の引受市場の狹隘なるために必然的に起り得る危險の不均を補充せんがため、他方に於て、義務的再保險といふ恒常確實なる危險轉嫁の方法を講じ、もつて、その引受範圍の擴大に努めなければならない。⁴⁾ 併し、同一場所に一干數百のアンダライターが集中し共同保險組織をとるロイツとしては、それ自身完全なる危險平均を目的と

9) 拙稿、再保險の發展と保險企業結合、經濟論叢四二卷一號參照。

1) Funk, L., a. a. O., S. 288, 289.

2) Funk, L., a. a. O., S. 288.

3) Funk, L., a. a. O., S. 287-289.

4) Funk, L., a. a. O., S. 192 ff.

するものなるをもつて、再保険殊に義務的再保険の道まで設けて置く必要はないのである。これについては、數年前國際的海上保険料率の引下競争がもたらしたる不結果についてロイツに對し非難の矢が向けられたるとき、ロイツ保險協會々長 A. B. Stewart 氏が試みたるロイツ辯護演説に、左の一節がある。確に若干の眞理を含むものと言ふべきであらう。「先年、船舶保險ビジネスの成績が極めて不良なる時代があつた。その當時ロイツ・アンドライターは深く之に關係してゐなかつた。蓋し、ロイツ・アンドライターは、所謂トリ―テイ再保による責任轉嫁の便宜を有せず、低率で引受ければ必然的にその不利を單獨に負擔しなければならぬからである。従つて、今後一九二五、六、七年の如き災厄的不良時代が繰返さるゝ時代が來たらうとも大多數のロイツ・アンドライターはその罪の主犯者となることは絶對にないであらう」

要するに、ロイツに於ては、アンドライターは原則

として正味引受政策の上に立ち各自保有限度を超えての引受を行はない。従つて、賣再保は、買再保の盛行に反して、甚だ僅少である。しかるに、この正味引受政策のために、ロイツに於ては、その多數のアンドライターをもつてしても、屢々引受不消化に陥り多年かち得た榮譽を失ひつゝある。近代經濟生産力の發展とともに一物件例へば船舶一隻の價額が著しく巨大となりつゝあるがためである。併し、吾々はこの消化不良の故に直ちにロイツ・アンドライターに向つて正味引受政策の放棄と國際的再保険市場の利用とを唱導することは出來ない。それはロイツのもつ共同保險組織を著しく弱めることになる。また、最初より賣再保に依存するときは、ロイツは必ずしも共同保險組織を必要としないことは私が度々述べた通りである。従つて、ロイツをしてその本來の組織を維持せしめつゝこの問題を解決せしめるには、たゞ、より有力より、多數のアンドライターを包擁するほかに道はないといふべきである。

5) 笠原勇太、海外保險市場に於ける海上保險業の近狀、海運、一五二號 p.56.
6) 笠原勇太、ロイツの組織と機能、海運、一〇〇號 P. 52.